

暴追センターだより

No.89

令和7年(2025) 5月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

暴力団 断ち切る勇気が 未来を創る



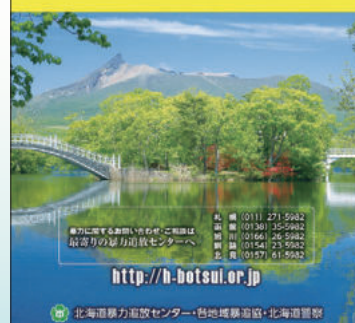
「蝦夷富士(羊蹄山)」

おそれない 小さな勇気で 大きな1歩
暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>

暴力追放

暴力団 断ち切る勇気が 未来を創る





着任のご挨拶

北海道警察本部 刑事部 組織犯罪対策局長

本年3月24日付けで組織犯罪対策局長に着任いたしました宮野でございます。

暴追センターだよりの誌面をお借りして、一言ご挨拶申し上げます。

北海道暴力追放センターの役職員の皆様、また、各地区の職域暴力追放協議会及び北海道暴力追放センターの賛助会員の皆様には、平素から暴力団排除活動に深いご理解と多大な御尽力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

全国の暴力団勢力については、平成17年以降、減少傾向で令和6年末の暴力団構成員等は約1万8,800人となり、前年比でマイナス1,600人となっています。

また、全道の暴力団構成員等についても、令和6年末で約730名となり、10年前と比較して約3分の1まで減少しております。

この減少の最大原因については、長年にわたり、警察と関係機関・団体等が緊密に連携しながら総合的な暴力団対策を推進してきた結果に加え、企業におけるコンプライアンス意識の向上により、経済取引の約款等に暴力団排除条項が盛り込まれ、「社会対暴力団」という社会構図が定着したことによるものと考えます。

このように、暴力団組織の人的基盤は弱体傾向にあるものの、資金獲得活動は依然として活発的であり、その態様については、年々、潜在化・巧妙化するなど、社会情勢の変化に応じて多種多様に变化させています。

その一方で、従来からの資金獲得活動となる薬物の密売、繁華街の深夜飲食店等からのみかじめ料や用心棒料の徴収については、現在も暴力団の主要な資金源となっていて、暴力団組織の経済的基盤を支えています。

また、近年、治安対策上の新たな脅威となっている「匿名・流動型犯罪グループ」による、いわゆる「闇バイト」強盗、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等についても、暴力団が深く関与していて、その犯罪収益の一部については、暴力団の資金源となっているものと伺えます。

このような情勢を踏まえ、道警察は関係部門と情報共有を行い、緊密な連携のもと暴力団を始めとする犯罪集団の弱体化及び壊滅に向けた戦略的な取り組みを行っていく所存でございます。

暴力団等の弱体化及び壊滅の実現については、社会全体で取り組む必要があります。

そのためには、警察、暴力追放センター、行政機関、事業者、地域住民等の方々が一致団結をして、暴力団を始めとする犯罪集団に対し、対決姿勢を堅持し、総合的な対策を講じていく必要がありますので、引き続き、皆様方には暴力団排除活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道はもとより、全国の暴力追放センターの益々のご発展と、暴力団排除活動に携わっておられる皆様のご健勝を祈念して、着任のご挨拶といたします。

令和6年度 第2回定例理事会の開催

令和7年3月4日に「かでの2・7」で、令和6年度第2回定例理事会が開催され、以下の審議事項及び報告事項が承認されました。



● 審議事項

- ・ 令和6年度 収支補正予算
- ・ 令和7年度 事業計画（案）
- ・ 令和7年度 収支予算（案）
- ・ 事業強化基金の取り崩し（案）
- ・ 職員就業規程の改正（案）
- ・ 臨時職員任用規程の改正（案）
- ・ 職員の任免について

● 報告事項

- ・ 賛助会員の加入状況について

令和7年度 事業計画の概要

● 広報啓発事業

- ・ 広報啓発活動の推進（資料・資材の活用）
- ・ 暴力追放運動の推進
- ・ 視聴覚広報資材の整備と貸出し
- ・ 暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
- ・ 効果的な夏・冬暴追運動の実施

● 地域・職域支援事業

- ・ 地域暴追協への支援
施策に対する協力
啓発資材の斡旋提供
- ・ 職域暴追協組織への支援
研修会、講習・講演会等への積極的対応
啓発資材の斡旋提供
暴排組織結成時の支援

● 暴力相談事業

- ・ 相談事案に対する適切な対応
- ・ 効果的な常設相談の推進
- ・ 効果的な法律相談制度の運用
- ・ 暴力追放相談員の技能の研鑽
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 相談事業広報の推進

● 暴力団からの離脱・就労支援

- ・ 離脱、就労への積極的かつ適切な支援
- ・ 暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
- ・ 就労可能先事業所の開拓

● 暴力団事務所使用差止請求事業

- ・ 使用差止請求事業制度の積極的運用
- ・ 暴力団事務所の現況の把握
- ・ 適切な受託手続と受託後の対応

● 講習(研修)事業

- ・ 不当要求防止責任者講習の効果的な実施
全道で28回 2,317名を予定
- ・ 一般暴排講演の実施
地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
- ・ 講習、講演資料の整備充実

● 被害者救済事業

- ・ 暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
- ・ 暴排訴訟支援の推進
- ・ 地域暴追協及び関係機関との連携

● その他の事業

- ・ 調査研究
情報収集活動の活性化
情報提供の推進
各種アンケート調査の実施
- ・ 機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
- ・ ホームページの充実による情報提供
- ・ 適正な情報管理
- ・ 表彰
- ・ 賛助会員の募集

※ 詳しくはホームページをご覧ください

各地域暴追協啓発活動状況

9月 商工観光まつり in 八郎沼特設会場付近における暴排啓発

【函館中央地区北斗市暴追協】



12月 歳末特別警戒時における暴排啓発

【留萌市暴追協】



12月 冬の暴力追放運動街頭啓発

【千歳市暴追協】



12月 歳末特別警戒時における暴排啓発

【稚内市暴追協】



12月 歳末特別警戒時における暴排啓発

【室蘭市暴追協】



12月 青パト出動式と連動した暴排啓発

【札幌市東地区暴追協】



12月 商店街・金融期間に対する暴排啓発

【栗山町暴追協】



1月 「110番の日」啓発と連動した商業施設での暴排啓発

【札幌市白石地区暴追協】



1月 寒中みそぎまつりにおける暴排啓発

【木古内・知内地区暴追協】



1月 JR手稲駅広場における暴排啓発

【札幌手稲暴追協】



2月 くしろ消費者まつり会場における暴排啓発

【釧路市暴追協】



3月 暴排啓発ポスターコンクールの開催等による暴排啓発

【中標津町暴追協】



各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

わが町に 入れない寄せない 暴力団

クレーム対応の基本三原則

- 先ず、クレームの事実を確認する
- 正当なクレームは誠実に対応する
- 過度なクレームは拒否し、法的に対応する

行政や企業にあっては「クレーム対応の基本三原則」を理解し、ハードクレーマーに屈することなく、毅然とした態度で対応することが重要です。

対応上の基本的な心構え ～組織全体で対応すべき、特定の担当者だけに任せない!

○毅然とした態度を保持する

必要以上に恐れることなく、「不当要求は断固拒否」との信念と気迫をもって、毅然とした態度で対応する。

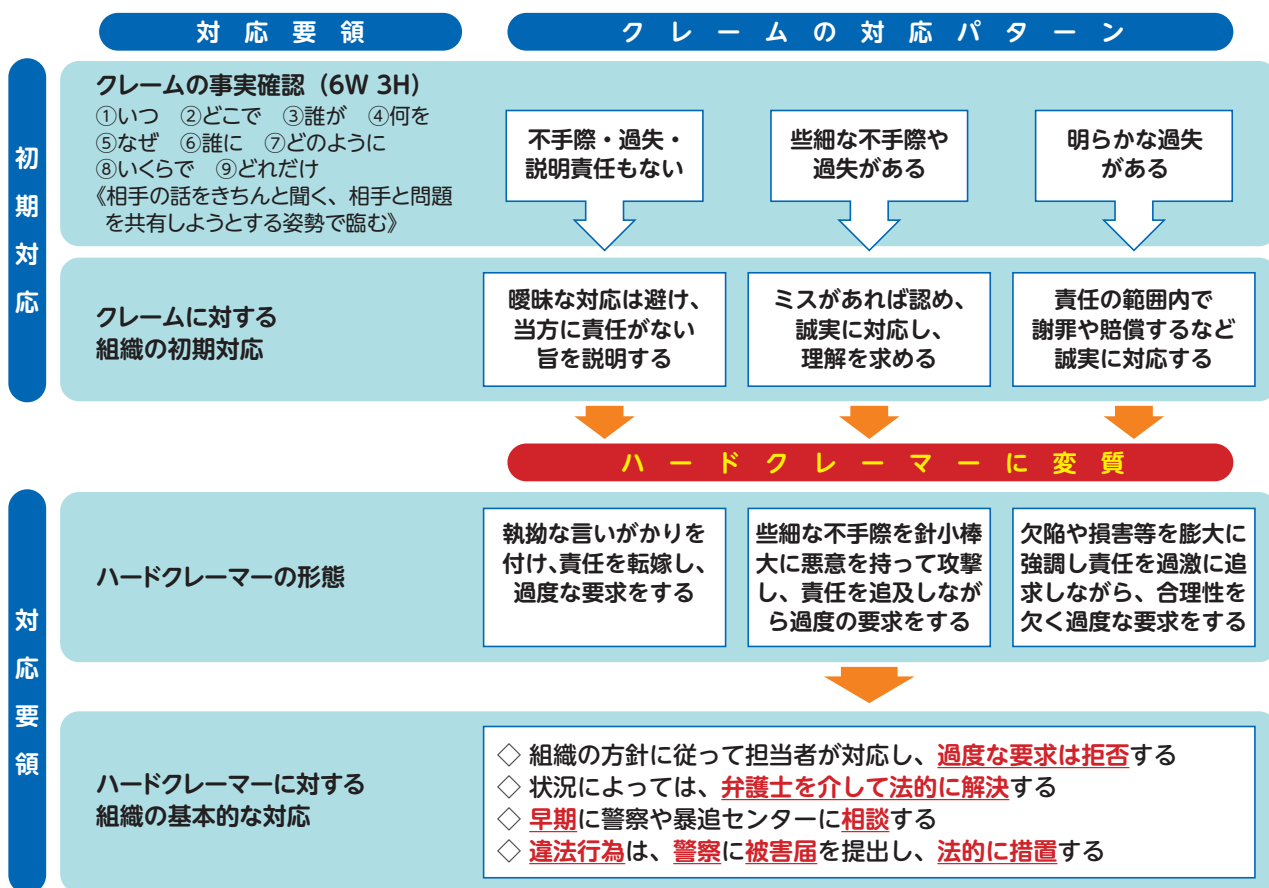
○法律や会社のルールに従って対応する

相手が暴力団等反社会的勢力の場合は、直ちに警察、暴追センター、弁護士に相談し、法的に対応することが解決の早道です。

○顧客の平等、公平性を維持する

その場しのぎの特別扱いをすることは相手側の思う壺。

過去のハードクレームの対応状況等を整理し、組織内基準を作成し職員に周知しておきます。



ハードクレーマーの典型例 特性を理解し、挑発に乗らず適格に対応しましょう。

- 1 大声を上げ、威嚇するような態度をとって、相手に恐怖心を持たせ、困惑させる。
- 2 「誠意」、「社会的責任」、「道義的責任」等の抽象的な文言を多用する。
- 3 「社長を出せ」、「責任者を出せ」等と決定権者が対応することを多用する。
- 4 謝罪文、詫言状、覚書等の書面を要求する。
- 5 本社や監督官庁等への通報、ネットへの書き込みなどに言及する。
- 6 自分のペースでクレームを執拗に続け、主導権を握ろうとする。
- 7 以前の担当者や他の会社の対応を引き合いに出す。
- 8 政治家や有力者との関係を匂わせる。

暴力追放!



暴力団等対応用 DVD の 紹 介

企業、一般、行政向け等の各種用途に応じた暴力団等対応DVDを取り揃え、賛助会員の皆様には無料で貸し出しをしています。
一覧表に紹介したものは一部で、約40種類の貸出用DVDがあります。

区分	タイトル	装丁	内容紹介(ストーリー)	収録時間
企業 一般	決断の刻(とき) ～闇に引き込まれないために～		ゼネコンを利用し、建設業界に入り込んでくる暴力団・・・。 そのとき、あなたならどうしますか？ 一人で悩むことはない。 自分にできる何かがある。 そう、今が決断の刻(とき)!	34分
企業 一般 行政	暴力団がやってきた! ～暴力団による不当要求等の 実態と対応要領～		一般企業と偽った暴力団組事務所の開設、建築現場への不当要求事案を暴力 団側からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態等を解説。 企業や個人が一致団結し、暴力団との関係遮断の様子を描いた。	36分
企業 一般 行政	奴らには屈しない!		社会の闇を暴き、問題提起とその解決の提案を綿密な、取材をもとに鋭い視線で 発信している「ジャーナリストK」! 彼はいま、暴力団の不当要求の現状を取材始めた・・・。 一般企業を装い、下請け企業に入り込んだ暴力団が経営する会社を社員一丸と なって排除する過程をジャーナリストの視点でドラマ化した。	32分
企業 一般 行政	訣別のとき ～その男はなぜ、暴力団を やめたのか～		ラーメン屋店主・岩田のもとに新聞記者が取材に来た。 実は岩田は元暴力団員だった。 岩田が記者に語った暴力団の卑劣な実態とは? 元暴力団員が語った暴力団の卑劣な実態、なぜ組を辞めることを決意したのか を、新聞記者の取材に答える形でドラマ化した。	35分
企業 一般 行政	暴排の標 ～反社会的勢力を許さない 社会へ～		暴力団員による不当な行為や被害防止を図るための標(しるべ) 事例1 反社勢力によるクレーム対応要領 (約24分) 事例2 適格都道府県センター制度による組事務所撤去 (約25分) 事例3 みかじめ料に絡む組長賠償請求(使用者責任)訴訟 (約28分)	全編合計 77分
企業 一般 行政	教 訓 ～失敗を乗り越えて～		暴力団排除に毅然と立ち向かう兄弟をドラマ化。 兄の会社が暴力団の餌食となり、その弟の新会社にも反社が忍び寄る。 兄の失敗経験を元に暴力団に立ち向かう。	36分
企業 一般	決定的瞬間! これが不当要求だ!		不当要求の実態に迫るリアル・ドキュメント 事例1 個人店(居酒屋)が狙われたケース 事例2 企業(建設業)が狙われたケース (各編に解説が収録されています。)	全編合計 34分
企業 一般 行政	不当要求対策 ～絶対に負けません II～		企業対象暴力と行政対象暴力の良い対応と悪い対応を再現したもの 事例1 企業対象暴力編～交通事故からの不当要求 (約27分) 事例2 行政対象暴力編～許可申請からの不当要求 (約34分) (各編に解説が収録されています。)	全編合計 61分
企業 一般 行政	不当要求 ～敵を知り、己を知れば、 百戦危うからず～		ある企業が長く付き合う企業に対するミスをした。 なんと、その企業は暴力団のフロント企業に変貌していた。 事態は悪化、どう対応すべきか。そして、決戦の日を迎える・・・。	36分
企業 一般 行政	不当要求対策 ～絶対に負けません III～ カスタマーハラスメント対策編		顧客等からの恫喝、罵声、暴言の繰り返しや長時間に亘る居座りや長電話など 社会通念上不相応な手段・態様により業務に支障をきたし、時には、従業員の健 康状態にまで影響を及ぼすカスタマーハラスメント。 飲食業と自動車会社に対するカスタマーハラスメントが収録されています。 (各編に弁護士の解説が収録されています。)	34分

法律相談

(公財)北海道暴力追放センターでは、各弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談を希望される方は、札幌本局又は各支局にお電話をお願いします。
電話番号等は、下記のとおりです。

ご案内

第9回 北海道暴力団追放道民大会 第37回 札幌地区暴力追放総決起集会 の開催について

【日時】 令和7年10月9日(木) 午後1時15分から

【場所】 北海道立道民活動センター(かでの2・7)
かでのホール

【内容】 主催者、来賓挨拶、暴力追放功労表彰、基調講演、暴排コント
北海道警察音楽隊のコンサート等

賛助会員の皆様方の参加をお待ちしております。



令和7年度の不当要求防止責任者講習予定



不当要求防止責任者選任事業所
北海道警察・北海道暴力追放センター

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施市町		札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
		倶知安町	函館市	稚内市	滝川市	苫小牧市	室蘭市	帯広市	釧路市	函館市	旭川市	
			北見市	帯広市	根室市	函館市	旭川市	北見市		釧路市		

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体等の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解・ご支援をお願いします。

【会費】 年会費1口 20,000円 1口以上

※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の使途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特典】 ・会員之章プレートの交付
・広報資料の無料配布
・暴排広報DVD等の無料貸出
・暴排講演依頼への対応
・不当要求事案発生時の支援・指導
・不当要求被害発生時の支援・指導

(公財)北海道暴力追放センター

【札幌本局】
(011)271-5982

【函館支局】
(0138)35-5982

【旭川支局】
(0166)26-5982

【釧路支局】
(0154)23-5982

【北見支局】
(0157)61-5982

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!